

# 会津地域森林資源活用事業推進協議会規約

平成 29 年 5 月 17 日制定

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、会津地域森林資源活用事業推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 この協議会は、福島県会津地域において、市町村、商工団体、農林団体、企業等が一体となって森林資源を活用した事業を推進することにより、林業及び木材関連産業の川上から川下までの循環型地域経済を構築し、林業の活性化、木質バイオマスエネルギーの有効活用による環境負荷の低減、新たな産業の創出及び既存産業への波及による地域経済の発展、雇用の拡大等会津地域の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 森林資源の調査及び森林資源の循環並びに森林事業地の確保及び管理運用に係る調査、検討、協議、調整等に関すること。
- (2) 素材生産能力の向上に係る調査、検討、協議、調整等に関すること。
- (3) 木質バイオマスエネルギーを利用した熱供給事業に係る調査、検討、協議、調整等に関すること。
- (4) 木質バイオマス燃料の製造及び製材に係る調査、検討、協議、調整等に関すること。
- (5) 木質バイオマスエネルギーの有効活用による環境負荷の低減に係る調査、検討、協議、調整等に関すること。
- (6) ICT の活用等による連携システムの構築に係る調査、検討、協議、調整等に関すること。
- (7) 循環型地域経済の構築及び地域振興に資する事業に係る調査、検討、協議、調整等に関すること。
- (8) 森林資源を活用した事業を推進するために必要な要望活動等に関すること。
- (9) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

2 協議会は、前項の事業に関する業務を次条の会員又は会員以外の者に委託することができる。

## 第2章 会員

(会員及び入退会)

第4条 協議会は、別表の団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 前項の会員のほか、新たに協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 会員が協議会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出し、承認を得なければならない。

## 第3章 組織及び会議

(役員等)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名以内
  - (3) 理事 5名以内
  - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長、理事及び監事は、会員の中から第8条の総会において選任する。
  - 3 会長、副会長及び理事は、監事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序により副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の運営を補佐する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中において役員が退任した場合は、その役員が所属する団体の後任者を充てるものとする。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、年1回以上開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、次の事項について、決定又は承認等を行うものとする。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 規約の制定及び改正

(4) 役員及び幹事団体の選任

(5) その他重要な事項

4 総会は、会員の過半数の出席（委任状によるものを含む。）により成立し、議事は出席会員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて国県等の機関、団体、有識者等（以下「オブザーバー」という。）を総会に出席させ、その意見、説明等を聴くことができる。

（幹事会）

第9条 協議会に幹事会を置き、前条第3項に掲げる事項（以下「総会提出案件」という。）及びその他必要な事項について協議、決定等を行う。

2 幹事会は、総会において選任された団体に所属する者（以下「幹事」という。）をもって組織する。ただし、総会提出案件の協議、決定等を行うときは、役員の出席を求めることができる。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

4 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選任する。

5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。

7 幹事会は、出席者（委任状によるものを含む。）の過半数により成立し、議事は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、総会提出案件の協議、決定等は、役員の意見を聴いて決するものとする。

8 幹事会は、必要に応じてオブザーバーを出席させ、その意見、説明等を聴くことができる。

9 この規約に定める幹事会に関する規定のほか、必要な事項は幹事会において定める。

（委員会）

第10条 協議会に次の委員会（以下「委員会」という。）を置き、それぞれ次に掲げる事項について調査、検討、協議、調整等を行う。

(1) 森林資源委員会 森林資源、素材生産及びその他関連する事項

(2) 製材・燃料化委員会 木材コンビナート及びその他関連する事項

(3) エネルギー委員会 木質バイオマスエネルギー利用及びその他関連する事項

2 委員会は、会員がそれぞれ選任した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会は、必要に応じてオブザーバーを出席させ、その意見、説明等を聴くことができ

る。

8 この規約に定める委員会に関する規定のほか、必要な事項は委員会において定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、総合事務局及び委員会事務局を置く。

2 総合事務局は、会長が所属する団体及び会長が指定する団体が共同して、幹事会の事務、委員会との協議及び調整並びに協議会全体に係る事務処理にあたる。

3 総合事務局に事務局長及びその他必要な職員を置く。

4 委員会事務局は、それぞれ委員長が所属する団体の者を充て、委員会の事務処理にあたる。

5 協議会及び総合事務局の所在地は、会長が所属する団体の事務所の所在地とする。

#### 第4章 会計

(会計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 事業に要する経費は、会費、補助金、寄付金、預金利子等の収入をもって充てる。

3 協議会の会計は、会長の指示の下、総合事務局が管理する。

4 第2項の会費は、総会で定める額とする。ただし、県市町村の負担金、補助金等により運営している団体からは会費を徴収しないものとする。

#### 第5章 雑則

(議事録)

第13条 総会、幹事会及び委員会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成し、会員の求めに応じて公開するものとする。

(1) 会議の開催日時、場所及び出席者

(2) 会議において議決した事項

(3) 議事の経過概要

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 総会及び幹事会の議事録は総合事務局が作成し、委員会の議事録はそれぞれ委員会事務局が作成する。

(解散)

第14条 協議会の解散は、総会の議決によるものとする。

2 協議会の解散に伴い生じる残余財産の処分は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、協議会設立の日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、平成 29 年度の会計年度は、協議会設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規約は平成 29 年 8 月 30 日より施行する。

別表（第 4 条関係）

会津若松市
喜多方市
北塩原村
西会津町
磐梯町
猪苗代町
会津坂下町
湯川村
柳津町
三島町
金山町
昭和村
会津美里町
会津若松商工会議所
会津喜多方商工会議所
北塩原村商工会
西会津町商工会
磐梯町商工会
猪苗代町商工会
会津坂下町商工会
湯川村商工会

柳津町商工会
三島町商工会
金山町商工会
昭和村商工会
会津美里町商工会
あいづ商工会
きたかた商工会
会津木材協同組合
喜多方地区製材協同組合
会津よつば農業協同組合
福島県農林種苗農業協同組合
福島県素材生産協同組合
会津若松地方森林組合
会津北部森林組合
西会津町森林組合
会津流域林業活性化センター
会津電力株式会社
株式会社ノーリン
株式会社ウエステック
住友林業株式会社
戸田建設株式会社
物林株式会社
会津土建株式会社
株式会社アルファフォーラム
F2エナジー株式会社
会津The13事業協議会
会津森林活用機構株式会社